

I 給与改定諸項目の内容

項目	内容	備考				
特別給	支給月数を次のように改める。 <table border="1"><thead><tr><th>現行</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>4.65月</td><td>4.60月</td></tr></tbody></table>	現行	改正後	4.65月	4.60月	
	現行	改正後				
4.65月	4.60月					
(0.05月の引下げ分は、期末手当から差し引く。) 別紙のとおり						
技能・業務系人事制度の改正に伴う経過措置としての特例の期間の延長について	別紙のとおり					

II 交渉項目の扱い

項目	内容
任期付短時間勤務職員採用制度の各区事項化	令和3年度給与改定交渉期までには結論が得られるよう引き続き協議事項とする。